

認可保育園増設に向けた方針を問う

2014年3月3日(月)
日本共産党・板倉真也

参考資料「議会と自治体」2013年10、11、12月号

次に、認可保育園の増設に向けた取り組みについてうかがいます。

保育園への待機児童の比率(未就学児に対する待機児童数)が東京都内で最悪の小金井市では2月28日、認可保育園に入れなかった保護者が小金井市に異議申し立てを行ないました。小金井市でのこれほどまでの出来事は、かつてなかったのではないのでしょうか。この日、市に提出された申立書は60通だとうかがっています。受け取った担当課長は「保護者の声が大きいくことを重く受け止めたい」と述べているとのことでした。

年度	申込者数	認可定員	承諾数	不承諾数	待機児童
2010年度	533人	1,323人	356人	177人	91人
2011年度	554人	1,343人	293人	261人	115人
2012年度	602人	1,361人	290人	312人	138人
2013年度	705人	1,378人	290人	415人	188人
2014年度	806人	1,397人	296人	510人	

※今後、2次募集が行なわれる

2013年12月16日時点

質問／これほどまでの異議申し立てが起きたことは、小金井市の保育行政が不十分だということが背景にあるからだと思いますが、担当課も同じ見解であると認識してよいでしょうか。

政府は、保育園入所の待機児解消を今後、5年間で行なうと述べており、各自治体も、その方針に沿った対応策が求められています。小金井市の新年度の予算で見ますと、昨年秋に移設された「けやき保育園」で19人、来年1月から「貫井保育園」分園開設で20人、来年4月から「こむぎ保育園」増築で40人の合計79人の認可保育園での定員増に加えて、認証保育所では昨年12月に開設された「学芸の森保育園」で40人、新年度からJR中央線高架下に開設される「ココファン・ナーサリー東小金井」で60人の、認可・認証合わせて179人分が、一気に保育を必要とする乳幼児の受け入れ先として充足されます。しかし、長引く景気低迷の影響を受けて働かざるをえない方々が増えるなかで、年々保育需要は増加し、待機児童の人数は、期待するほどに減らないのではないかと思います。そのために、継続的な待機児解消策は欠かすことができません。

しかし小金井市においては、待機児解消に向けた年次別の計画が存在していません。

「『子ども・子育て新制度』がスタートする2015年度から」というのが、この間の説明で、現在集約中の「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」(昨年末から今年1月中旬に実施)の結果を踏まえて事業計画を策定する「子ども・子育て会議」のなかで議論していく(2013年12月9日・厚生文教委員会答弁)——— というものでした。

昨年9月12日の厚生文教委員会に
2013年度の待機児童解消方針が提出
されている。

「保育業務の総合的な見直し」如何に関わらず認可保育園の増設を

けれども新年度に設置される「子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援事業計画」(5年を1期とする支援事業計画)を含む、「のびゆく子どもプラン」(2014年度末で終期)に代わる「新たなプラン」の策定を行なう場(予算説明資料68ページ)であり、「待機児解消」の取り組みは「子ども・子育て支援事業計画」のなかの数多くある課題のなかの一つとして位置付けられているにすぎません。

同時に、小金井市の説明では「第3次行財政改革大綱」でうたわれた「保育業務の総合的な見直し」の一環として「待機時解消」を位置付けるというものであり、この流れから言えば、「子ども・子育て支援事業計画」を議論する「子ども・子育て会議」のなかの一つの課題として「待機児解消」の対策が扱われ、しかも「保育業務の総合的な見直し」をからめて議論するとなれば、労使の間で「保育業務の総合的な見直し」の協議がすすみ、一定の合意を得なければ、保護者が心待ちにしている「待機児解消」の具体的な計画は生まれてこないということになります。

質問／①「保育業務の総合的な見直し」の協議にかかわらず、待機児解消に向けた計画を具体化すべきです。

②2015年度からの「子ども・子育て支援事業計画」策定を待つのではなく、継続的に、待機児解消に向けた取り組みをすすめるべきです。

「運営主体の見直しに直接リンクして待機児童の解消について位置付けているわけではなく、保育業務の総合的な見直しのなかで位置付けている」(2013年12月9日・厚生文教委員会答弁)

景気の低迷が続き、働かざるをえない保護者の方々が年々、増えています。しかし「ハローワークに行くと『子どもを預けると

ころを見つけろ』と言われ、市役所に行くと『仕事が決まっていなくて保育園に入れない』と言われます。ところが肝心の預ける施設が不足しています。

待機児童の人数には、認証保育所や保育室、家庭福祉員などに移った人数はカウントされていません。しかし、認可保育園の受け入れ枠が不足しているために、止むを得ず保育料の高い認証保育所や保育室などに預けて働かざるをえなくなっているというのが実情です。ですから、認可保育園を必要としている人数こそが「待機児童」のホントの姿ではないでしょうか。

質問／③待機児解消は、保護者がもっとも必要としている、所得に応じて保育料を負担する「認可保育園」の増設を第一に、具体化すべきです。その際には、現行の運営基準を堅持すべきです。以上3点に対する部局の見解を求めます。

待機児童の算出						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
待機児（旧定義）	152人	130人	86人	36人	12人	416人

上記の待機児童が下記の保育所等へ入所

認証保育所	33人	44人	25人	8人	1人	111人
保育室	1人	4人	4人	0人	0人	9人
家庭福祉員	9人	7人	6人	0人	0人	22人
その他	7人	12人	14人	1人	3人	37人

待機児（新定義）	102人	63人	37人	27人	8人	237人
----------	------	-----	-----	-----	----	------

2013年10月1日時点

2015年度からの「子ども子育て新システム」での認可保育園増設の考え方

■認可保育園増設を明記した計画案を子ども・子育て会議に諮問すべき

つぎに、2015年度からの「子ども子育て新システム」における認可保育園増設の考え方についてうかがいます。

子ども・子育て支援法に定める「子ども・子育て支援事業計画」（5年を1期とする支援事業計画）に関する「作業スケジュール」というものが、昨年12月9日の厚生文教委員会に提出されています。保育園入所待機児解消に関わる部分は「待機児童解消加速化プラン・保育緊急確保事業」になりますが、「認可保育園」に関する記載は「認可を目指す認可外保育施設への支援」のみとなっています。

質問／①市長は、午前中の白井議員の一般質問に対して「増える就学前児童に対して、追いつく施策をつくっていかなければならない」と答弁しています。そうであるならば「認可を目指す認可外保育施設への支援」のみならず、認可保育園の新設・増設にむけた計画案を、新年度に設置される「子ども・子育て会議」に諮問すべきです。考えをうかがいます。

その際にネックとなるのが、土地の確保です。政府は待機児解消策として、国有地の活用を打ち出しています。東京都も公有地を「積極的に活用していきたい」（2013年、都議会第1回定例会）と述べており、財務局では“区市町村から要望が出されれば話し合う”ことが確認されています。国有地にしても公有地にしても、無償もしくは低い金額での貸与を求めている必要がありますが、いずれにしても、国や東京都に働きかけていくことが必要です。

質問／②市内に活用できる規模の国有地、公有地はどれくらいあるのでしょうか。この間、国や東京都と交渉してきたのでしょうか。今後とも国や東京都に、国有地、公有地の提供を求めていくべきです。また、この間、国家公務員住宅や都営住宅敷地内の空きスペースをあたったことはあるのでしょうか。調査したことはあるのでしょうか。この間の取り組みと、今後についての考えをうかがいます。

新年度予算に計上されている「こむぎ保育園」「貫井保育園」ともに、それぞれの施設側の努力によって、定員増がはかられている。

■認可保育園への企業参入は抑制すべき

この間（2000年度～）、経営主体を問わず、保育所設立の認可が下りるようになりましたが、私は企業経営の保育園の参入は抑制されなければならないと考えています。

企業経営の保育園で運営費に占める人件費比率は、社会福祉法人の7割にとどまり、保育士の平均年収が200万円足らずのところがあり（いわゆるワーキングプア“働く貧困層”状態）、ある政令市（川崎市）の企業経営の保育園では、保育の充実に必要な職員研修費はゼロ円。その一方で企業の親会社ではPR用の広報費に100万円単位のお金を使い、そのうえ、自治体から支出された公金を使つての国債購入が行なわれています。保育園側は、親会社から幼児音楽や体操の講師を受入れ、「講師料」名目で親会

社にお金が支払われています。保育士の人件費に充てられる金額が抑えられているために保育士の離職率は高く、開設3年を経過した保育園にもかかわらず、職員の平均勤続年数は1年にも満たない0.8年、人件費比率は36.6%にとどまっています。

問題点が指摘されているこの企業は、新聞に折り込まれる求人広告に「保育士募集」を掲載しています。「月給・手当込みで22万円、年収は350万円」をうたっていますが、小さな文字で「中途5年目」と記しており、継続して5年間働かなければ、この金額に至らないことがわかります。しかし、厳しい労働条件のために離職率が高く、先程述べたように、職員の平均勤続年数は1年にも満たない状況で、保育業務が安定しないなどの問題点が起きています。しかも、企業は経営が危うくなれば簡単に保育園運営から手を引く可能性があり、それが現実のものとなった自治体もあります。このことは、認可保育園の場合だけでなく、企業経営が次々に進出している認証保育所の場合にも言えることです。

質問／①企業経営の保育園における問題点を、担当課はどのように認識しているでしょうか。

②このような問題点が指摘される企業経営の認可保育園の参入は、抑制されるべきと考えます。見解をうかがいます。

「保育所の設置に当たっては、地域の待機児童や就学前児童、近隣の保育所等の配置状況や入所状況、この影響などを考慮するとともに、設置者の条件として、保育所を運営するための経済的基盤についても、将来にわたり、保育所を安定的に運営していく必要があることから、総合的に審査する必要があると考える」「国は指針を示しているが、小金井市としてはこれまで同様、審査基準にもとづいて判断していく」

(2013年12月・白井議員一般質問への子ども家庭部長の答弁)

「先進事例等も今後、調査しながら、どのような影響が懸念されており、どういう対応で解消できるのかを確認していきたい」(2013年11月21日・厚文委員会/水上議員への答弁)

▶調査の結果、企業経営の保育園参入は中止することもありうるかと理解してよいのか？

③社会福祉法人が認可保育園の新設・増設に名乗りを上げてこれない状況もありえます。その場合には、公設・公営の認可保育園の新設も視野に入れるべきです。見解をうかがいます。

公設・公営もダメ。認可保育園は社会福祉法人の努力待ち。よって認可保育園は不足のまま。だから認可外保育所へ行きなさい——これでは保護者はたまったものではない。これが小金井市の「保育行政」なのか？

認可外保育所への助成、利用料補助のアップを

この間、認証保育所が次々に設立され、一方で従来からの保育室で頑張っている施設や家庭福祉員(保育ママ)として自宅で子どもを保育している人など、今日の公的保育を補っている部分が多く存在しています。しかし、これら認可外保育所は国の助成がないに等しく、高い保育料、保育士の厳しい労働条件など多くの困難に直面しています。しかもこの間、東京都の助成制度もさまざまに変動があり、施設側は翻弄されつづけてきました。一方、法律改定により、児童福祉法24条2項に小規模保育事業などが位置付けられ、公的保障の枠内となりました。児童福祉法に位置付けられた点をしっかりと受け止めるとともに、受入れ枠が不足しているために認可保育園に入れずに、認可外保育所を利用せざるをえない方々に対する公的保障の拡充は、欠くことができません。

子どもの健全育成と働く保護者の労働を保障する保育所は、「認可」「認可外」にかかわらず公的な役割があり、そこを利用するすべての子どもたちに公的保障を求めることは、当然のことです。

質問／子ども子育て新システムにもとづく「子ども・子育て支援事業計画」では、認可外保育所を位置付けるとともに、公的保障の枠内に置かれたことをふまえた施設運営に対する助成策の拡充を行なうべきです。そして、利用料負担軽減のためにも、利用者助成額(現行/月額9,000円)の引上げを、「子ども・子育て支援事業計画」を待たずに早急に行なうべきです。保護者と子どもたちへの最善の利益と健全育成を任務とする、担当部局の考えをうかがいます。

新年度予算では、小金井市独自の都市計画道路の拡幅事業と土地区画整理事業に、4億円を超える財源を投入しようとしている(一般財源1億9,219万3千円、地方債2億1,640万円)。お金の使い方が、いまほど問われているときはない。

以上。